規則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一―五（特別職）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年三月三十一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一―五―一八

人事院規則一―五（特別職）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一―五（特別職）の一部を次のように改正する。

第二条第九号中「（六人）」を「（五人）」に改める。

附　則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

○公正取引委員会規則第一号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十六条第一項の規定に基づき、公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

公正取引委員会委員長　杉本　和行

公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則

公正取引委員会事務総局組織規程（昭和四十年公正取引委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項中「三十四人」を「三十三人」に改める。

第二条の六第一項中「三百二十四人」を「三百十七人」に改める。

第四条の三第二項中「二十七人」を「二十九人」に改める。

附　則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

○国家公安委員会規則第七号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、警察庁の定員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

国家公安委員会委員長　河野　太郎

警察庁の定員に関する規則の一部を改正する規則

警察庁の定員に関する規則（昭和四十四年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

区分	定員	備考
内部部局		
長官官房	三八九人	警察庁長官、次長各一人を含む。 うち、二人は、国立国会図書館支部警察庁図書館の定員とする。
生活安全局	二四一人	
刑事局	三七二人	
組織犯罪対策部	三四〇人	組織犯罪対策部の定員を除く。
交通局	一四六人	
警備局	三〇八人	
外事情報部	二五一人	外事情報部の定員を除く。
情報通信局	三三〇人	
計	二、三七七人	うち、一、三九三人は、警察官とする。

附属機関		
警察大学校	一八四人	
科学警察研究所	一二六人	
皇宮警察本部	九二一人	うち、八八一人は、皇宮護衛官とする。
計	一、二三一人	うち、七七人は、警察官とし、八八一人は、皇宮護衛官とする。
地方機関		
管区警察局、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部	四、一八九人	うち、六七九人は、警察官とする。
合計	七、七九七人	うち、二、一四九人は、警察官とし、八八一人は、皇宮護衛官とする。

附則第二項の表を次のように改める。

区分	期間	定員	備考
内部部局			
長官官房	平成二十八年九月三十日までの間	四〇五人	警察庁長官、次長各一人を含む。 うち、二人は、国立国会図書館支部警察庁図書館の定員とする。
計	平成二十八年九月三十日までの間	二、三九三人	うち、一、四〇九人は、警察官とする。

附　則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

○国家公安委員会規則第八号

内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十六号）、警察庁組織令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百三十七号）及び警察法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成二十八年内閣府令第三十一号）の施行に伴い、並びに警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、国家公安委員会運営規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

国家公安委員会委員長　河野　太郎

国家公安委員会運営規則等の一部を改正する規則

（国家公安委員会運営規則の一部改正）

第一条　国家公安委員会運営規則（昭和二十九年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項から第四項までの規定中「第五条第二項各号」を「第五条第四項各号」に改める。

（刑事訴訟法第百八十九条第一項および第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部改正）

第二条　刑事訴訟法第百八十九条第一項および第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則（昭和二十九年国家公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号及び第五号中「東北管区警察局」の下に「、中部管区警察局」を加える。